

健全化判断比率等説明資料

令和 5 年度決算



高野町役場 企画公室

1. 財政健全化法制定の背景

北海道夕張市において炭鉱閉山に伴う人口流出や、地域振興のための過度な観光施設整備等により財政が悪化したが、それに加え、意図的な財務処理（赤字隠し）により、赤字が著しく大きくなっていった。平成19年3月、地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）に基づき「財政再建計画」が総務大臣に提出された夕張市は事実上、財政破綻した。

①夕張市問題

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
夕張市（H19）	730.71	739.45	39.6	1237.6

②旧制度での課題

- （ア）財政再建団体（レッドカード）の基準しかなく、財政悪化を早期に防止（把握）することが不可能。
- （イ）普通会計を中心にした収支の指標（実質赤字比率）のみ分析報告であったため、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない。
- （ウ）公営企業にも早期是正機能がなかった。
- （エ）わかりやすい財政情報の開示等が不十分。



③地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月）

- ①地方自治体の財政状況を「健全段階」・「財政の早期健全化（イエローカード）」・「財政の再生（レッドカード）」の3段階に分類し、早期の健全化を図る。
- ②一般会計等だけでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合・広域組合等まで含めた財政指標（連携済実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を新たに導入。
- ③公営企業においても新たな財政指標（資金不足比率）を導入し、早期の経営健全を図る。
- ④毎年度、前年度の決算に基づく財政指標を、その資料とともに監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない。
- ⑤財政指標が悪化し、早期健全化基準（イエローカード）以上である場合には『早期健全化団体』となり、財政健全化計画策定や外部監査が必要で、自主的な改善努力により財政健全化を図る。
- ⑥さらに財政が悪化し、財政再生基準（レッドカード）以上である場合には『財政再生団体』となり、財政再生計画の策定、地方債の制限など、国等の関与による確実な再生を図る。

2. 高野町における健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率・・・高野町 該当なし

単位：千円、％

	R3	R4	R5	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	15.00	20.00
△①/②	-5.35	-8.25	-7.77		
①実質収支額	127,035	191,457	179,259		
②標準財政規模	2,370,346	2,319,251	2,305,717		

※実質赤字比率は黒字であるため「－」で表示しています。

地方公共団体の一般会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。当該指標が生じた場合は、歳出削減策や歳入増加策を講じて、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和5年度決算において、179,259千円の黒字であるため、問題ありません。

(2) 連結実質赤字比率・・・高野町 該当なし

単位：千円、％

	R3	R4	R5	早期健全化 基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00	30.00
△①/②	-19.99	-23.37	-23.78		
①実質収支額	473,892	542,060	548,513		
一般会計	127,035	191,457	179,259		
国民健康保険特別会計	47,134	48,696	32,863		
介護保険特別会計	84,073	30,307	22,725		
後期高齢者医療特別会計	4,215	3,834	4,362		
富貴診療所特別会計	8,150	9,821	9,220		
高野山総合診療所特別会計	51,300	73,912	43,970		
簡易水道事業会計	115,577	123,246	161,189		
富貴簡易水道事業会計	14,315	14,922	24,073		
下水道事業会計	—	—	70,852		
下水道特別会計	16,432	33,788	—		
生活排水処理事業特別会計	2,392	7,738	—		
農業集落排水事業特別会計	3,269	4,339	—		
②標準財政規模	2,370,346	2,319,251	2,305,717		

※連結実質赤字比率は黒字であるため「－」で表示しています。

※令和5年度から下水道、生活排水、農業集落排水事業について、公営企業法適用会計へ移行し下水道事業として表示しています。

地方公共団体の一般会計等のほか、国民健康保険特別会計など、すべての会計の赤字や黒字を合算して、全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営企業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、状況によっては赤字経営になる可能性もあり、これらの経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することになります。当該指標が生じた場合、

(1) 実質赤字比率同様に赤字の早期解決を図る必要があります。

令和5年度決算において、548,513千円の黒字であるため、問題ありません。

2. 高野町における健全化判断比率等の状況

(3) 実質公債費比率・・・高野町 4.2%

単位：千円、％

	R3	R4	R5	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質公債比率	3.4	3.8	5.7	25.00	30.00
単年度比率 (A÷B×100)	3.42	3.76	5.71		
A 分子 (①-②-④)	69,133	72,803	110,048		
B 分母 (③-④)	2,020,674	1,936,963	1,926,990		
①実質公債費	459,113	495,836	528,877		
元利償還金の額	348,842	382,732	393,097		
公営企業価値還財源繰入金	89,578	94,039	119,587		
一部事務組合等地方債償還財源負担金	20,693	19,065	16,193		
その他の準元利償還金	0	0	0		
②公債費充当特定財源	40,308	40,745	40,102		
③標準財政規模	2,370,346	2,319,251	2,305,717		
④普通交付税算入公債費	349,672	382,288	378,727		

単位：％

	R3	R4	R5	備考
実質公債比率（３ヶ年平均）	4.2	3.8	4.2	左記の数値は、各年度における３ヶ年の平均値

地方公共団体の一般会計等のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模で除して得た数値の３ヶ年平均の指標です。借入金の返済については、短期間での削減や、先送りすることが困難なものであるため、本指標が高くなるほど、財政の弾力性の低下を招き、他の経費を節減しないと収支悪化し、赤字団体に転落する可能性が高まります。本町の令和５年度決算においては、借入金返済額等528,877千円のうち、実質的な負担額は110,048千円となっており、約72%が国から配分される地方交付税等で賄われています。結果として単年度では1.9ポイント悪化し、３ヶ年平均値では、前年度算定値から0.4ポイント悪化していますが、早期健全化基準を大幅に下回る4.2%になり、健全段階に位置しています。悪化の要因としては、学びの交流拠点整備事業による新規借入額の増加による要因です。今後も公共施設の長寿命化事業等が継続して予定していることから、今後地方債の元利償還金の額が増加する傾向にあるため、注意が必要となります。

分子の増減分析：前年度+37,245千円

★ 実質公債費の増加が主な要因（+33,041千円）

分母の増減分析：前年度△9,973千円

★ 標準財政規模の減少が主な要因（△13,534千円）
臨時財政対策債の減（△11,552千円）

2. 高野町における健全化判断比率等の状況

(4) 将来負担比率・・・高野町 該当なし

単位：千円、％

	R3	R4	R5	早期健全化 基準	財政再生 基準
将来負担比率	-344.7	-302.1	-327.8	350.00	
A 分子 (①-②)	-6,965,561	-5,853,327	-6,317,489		
B 分母 (③-④)	2,020,674	1,936,973	1,926,990		
①将来負担額	5,418,537	6,462,398	7,924,450		
地方値の残高	3,839,942	4,953,719	6,459,530		
債務負担行為支出予定額	0	0	0		
公営企業債繰入見込額	976,891	968,249	1,019,334		
一部事務組合等見込額	57,937	30,623	9,253		
退職手当見込額	543,767	509,807	436,333		
設立法人負債額等見込額	0	0	0		
連結実質赤字額	0	0	0		
組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0		
②公債費充当特定財源	12,384,098	12,315,725	14,241,939		
充当可能基金	8,138,167	8,213,671	8,228,345		
充当可能特定歳入	486,757	533,334	522,630		
交付税算入見込額	3,759,174	3,568,720	5,490,964		
③標準財政規模	2,370,346	2,319,251	2,305,717		
④交付税算入公債費	349,672	382,278	378,727		

※将来負担比率=((①-②)÷(③-④))×100 少数第1位未満切り捨て

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することとなる金額を把握し、この負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除したうえで、標準財政規模等で除して得た指標です。(1)～(3)の3つの指標はフロー指標と言われるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の見通しが十分につかめないため、新たに導入されたストック指標となります。

本指標が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があります。

本町の令和5年度決算においては、将来負担額7,924,450千円のうち、国から交付する地方交付税や町の基金等で14,241,939千円が賄われるため、実質的な負担が生じず、昨年度から25.7ポイント改善し、△327.8%と、早期健全化基準350%と比較して著しく低い水準となっており問題はありません。

分子の増減分析：前年度△464,162千円

★ 学びの交流拠点整備事業等の大型事業による地方債発行額が増加した一方で、一部事務組合等見込み額が減少した。また、過疎対策事業債等の公債費充当財源が1,926,214千円の大幅に増加したことが主な要因

分母の増減分析：前年度△9,983千円

★ 標準財政規模の減少が主な要因 (△13,534千円)
臨時財政対策債の減 (△11,552千円)

3. 高野町における資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率・・・高野町 該当なし

単位：％

特別会計の名称	R3	R4	R5	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	—	—	20.00
富貴簡易水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

※資金不足比率は資金不足が発生していないため「－（該当なし）」で表示しています。

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業ごとに算定し、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画の策定が義務付けられ、自律的な経営改善に取り組まなければなりません。

本町の令和5年度決算においては、いずれの会計も資金不足が発生していませんでしたので、特に問題はありません。

4. まとめ

平成19年度に財政健全化法が施行されてから、本町の「実質公債比率」及び「将来負担比率」は、健全の範囲内に位置しているため、財政状況は健全な状態であると言えます、県の公表している令和4年度決算を見ると、県内30市町村の中では2位に位置していることが分かります。

本町では、人口減少等による税収入の影響を見据え、後年度に円滑な財政運営を行うためには、各比率を改善及び維持することが必要と判断し、ふるさと応援寄附基金などの充当可能基金の増資、地方債現在高の縮小や公営企業の健全化など様々な財政健全化施策等の取組を維持する必要があります。

	標準財政規模	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
		早期健全化基準	財政再生基準	R4決算	R3決算	早期健全化基準	財政再生基準	R4決算	R3決算	早期健全化基準	財政再生基準	R4決算	R3決算	早期健全化基準	R4決算	R3決算
和歌山市	82,880,989	11.25%		—	—	16.25%		—	—			9.4%	9.6%		95.0%	107.7%
海西市	14,178,193	12.84%		—	—	17.84%		—	—			8.6%	7.3%		75.1%	74.1%
橋本市	16,587,511	12.67%		—	—	17.67%		—	—			12.7%	13.1%		49.3%	64.6%
有田市	7,465,986	13.90%		—	—	18.90%		—	—			7.2%	7.4%		—	—
御坊市	7,103,947	14.01%		—	—	19.01%		—	—			12.4%	12.4%		93.3%	97.0%
田辺市	24,046,751	12.15%		—	—	17.15%		—	—			8.2%	8.6%		—	—
新宮市	9,824,033	13.36%		—	—	18.36%		—	—			12.5%	13.3%		—	15.8%
紀の川市	17,892,894	12.60%		—	—	17.60%		—	—			4.2%	5.0%		—	—
岩出市	11,258,726	13.15%		—	—	18.15%		—	—			3.7%	4.0%		—	—
紀美野町	4,655,133	15.00%		—	—	20.00%		—	—			9.0%	9.0%		41.7%	45.4%
かつらぎ町	6,375,333	14.28%		—	—	19.28%		—	—			9.2%	8.3%		28.8%	37.6%
九度山町	2,372,507	15.00%		—	—	20.00%		—	—			10.7%	11.4%		14.4%	30.6%
高野町	2,319,251	15.00%		—	—	20.00%		—	—			3.8%	4.2%		—	—
湯浅町	3,766,132	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.1%	8.3%		—	—
広川町	2,808,753	15.00%		—	—	20.00%		—	—			6.6%	6.3%		—	—
有田川町	10,232,818	13.30%		—	—	18.30%		—	—			13.0%	12.7%		—	—
香浜町	2,547,334	15.00%		—	—	20.00%		—	—			6.4%	6.9%		—	20.8%
日高町	2,965,389	15.00%		—	—	20.00%		—	—			10.4%	9.5%		57.1%	64.5%
由良町	2,766,908	15.00%		—	—	20.00%		—	—			12.6%	12.1%		145.9%	150.1%
印南町	3,620,080	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.5%	5.5%		—	—
みなべ町	5,200,736	14.87%		—	—	19.87%		—	—			9.6%	9.9%		13.3%	24.0%
日高川町	5,569,293	14.66%		—	—	19.66%		—	—			10.3%	10.1%		—	—
白浜町	7,399,263	13.92%		—	—	18.92%		—	—			8.3%	8.8%		37.0%	46.5%
上富田町	4,338,086	15.00%		—	—	20.00%		—	—			12.3%	13.1%		22.1%	15.2%
すさみ町	2,665,041	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.8%	8.0%		—	—
那智勝浦町	5,457,966	14.72%		—	—	19.72%		—	—			8.0%	7.8%		21.1%	26.7%
太地町	1,631,783	15.00%		—	—	20.00%		—	—			7.5%	5.9%		19.5%	17.2%
古座川町	2,218,267	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.4%	5.7%		—	—
北山村	688,434	15.00%		—	—	20.00%		—	—			7.6%	6.3%		—	—
串本町	6,267,135	14.33%		—	—	19.33%		—	—			10.9%	11.2%		70.7%	78.6%

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」と表示しています。

令和5年度の特徴としては、地方債の現在高が急増したが、充当可能財源の増加により昨年度から「将来負担比率の改善」が挙げられます。令和5年度は、主に学びの交流拠点整備事業に対し1,583,500千円の地方債発行したこと等で地方債の現在高が1,505,811千円増加した一方で、充当可能基金が全体で14,674千円の増加や、一部事務組合に対する負担が減少したため、22.9ポイント改善し将来負担比率の改善要因となりました。

今後の動向としては、学びの交流拠点整備事業が令和6年度で完了し新規の借入額は一時的に減少するが、今後、役場本庁舎の整備を予定していることや道路橋梁等のインフラ整備が継続的にあることから、地方債の現在高の増加は当面継続することが予測されるため、それに伴う分子の悪化が懸念されます。

また、各指標の分母である標準財政規模については約7割強を占める普通交付税の動向を注視する一方で、充当可能基金であるふるさと応援寄附金の寄附額増加に取り組む等、財政健全化を維持できるように努めていく必要があります。